

生商第179号

普通財産（不動産）貸付及び観光案内業務委託に係る
公募型プロポーザルの実施について（公告）

令和7年1月27日

生駒市長 小紫 雅史

下記貸付及び業務委託について、公募型プロポーザル方式による借受予定者及び受託候補者の特定をするに当たり、参加者の募集を行うので、公告する。

記

- 1 件名
普通財産（不動産）貸付及び観光案内業務委託
- 2 貸付内容及び委託内容並びに提出書類
別添「普通財産（不動産）貸付及び観光案内業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領」のとおり
- 3 貸付期間
契約締結日から令和17年3月31日まで
- 4 業務期間
契約締結日から令和12年3月31日まで
- 5 参加資格
プロポーザルに参加できる者（提案者）は、次に掲げる事項をすべて満たす者とする。
 - (1) 申請書類提出時において、本市の入札参加停止措置を受けていないこと。
 - (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
 - (3) 国税及び地方税を滞納していないこと。
 - (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続き開始の申立てをしていないこと、及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てをしていないこと。
 - (5) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続き開始の申立てをしていないこと、及び開始決定がされていないこと。
 - (6) 次に該当する法人等でないこと。
 - ア 役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含む。）、支配人及び支店又は

営業所（市との契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。）の代表者を、法人格を持たない団体にあつては法人の役員と同等の責任を有する者を、個人にあつてはその者、支配人及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。以下「暴対法」という。以下同じ。）第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴対法第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が、その属する法人若しくは法人格を持たない団体、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 上記ウ及びエに掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

- (7) 生駒市政治倫理条例（平成２０年６月条例第２５号）第１６条に規定する法人等でないこと。
- (8) 事業を営業するために必要な許可を有していること、若しくは必要な営業許可が受けられる見込みであること。

5 提出期限 令和７年３月３日（月）１７時まで（必着）